



第1章

下関市地域公共交通計画について



1. 背景と趣旨

地域社会にとって「移動」は、暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で欠かせない存在です。

特に、公共交通は、地域住民とりわけ自らの交通手段を持たない学生や高齢者等交通弱者にとって、なくてはならない移動手段であるとともに、地域の交流拡大・観光振興の基盤としての重要性や、自家用車に比べ環境負荷の少ない乗り物として、その果たすべき役割への期待は高まっています。

一方で、本市では、人口減少や便利な自家用車への依存が進行する中で、公共交通利用者の減少が公共交通事業者の収益低下を招き、廃止や減便等が進み利便性が低下し、さらに利用者の減少を招くという悪循環に陥っています。また、近年は、公共交通を担う運転手不足が深刻化していることも利便性低下に拍車をかけています。

それに伴い、これまで続いてきた「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造を保てなくなっている状況は、本市のみならず、全国の地方都市が抱える問題であり、国は、令和2年及び令和5年の『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』の改正により、あらゆる交通モードにおける地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築＝「リ・デザイン」することの必要性を示しています。

本市が「住む人、訪れる人に選ばれるまち」であるためには、都市の魅力を高めることが重要であり、そのためには、人口減少下においても、快適で利便性の高い暮らしや活力を支える都市機能・日常生活サービスを維持することが必要です。

地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらし、地域社会全体の価値を高めることに直結します。

本市では、これらを踏まえ、今後5年間とさらにその先を見据え、「市民が継続的に利用したくなる、利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供する」ことを目標に掲げ、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして、地域公共交通計画を策定します。



地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」(ビジョン+事業体系を記載するもの)としての役割を果たすものです。

いわば、「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行っていく」という宣言文であり、地域の社会・経済の基盤となるものとして、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定められています。

計画策定にあたっては、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、住民等の移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が、地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議等を経て策定することとされています。

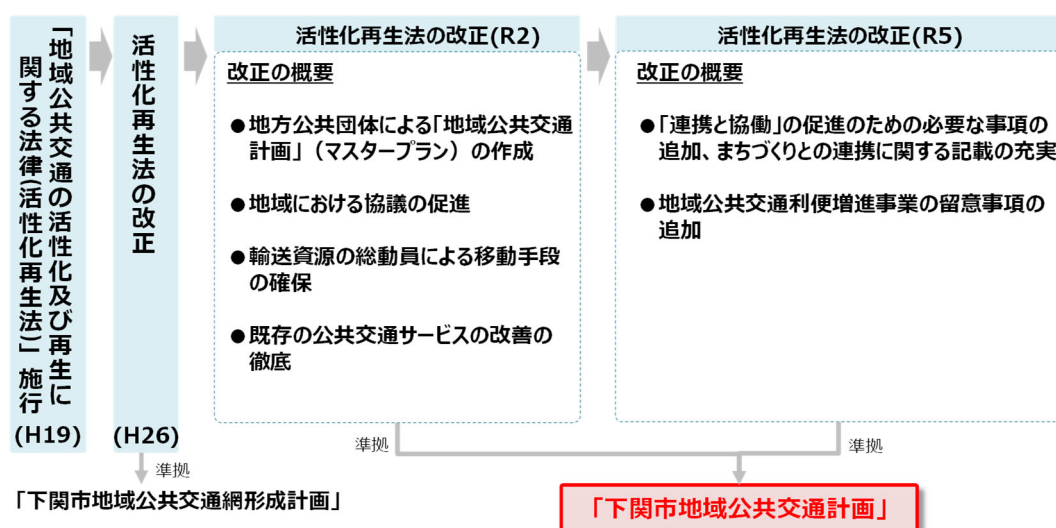


図 1.1 計画策定の背景

ここで、地域公共交通計画とは、従来の計画に対し、対象や内容、位置付け、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。

表 1.1 地域公共交通計画と従来の計画との違い

	地域公共交通計画(本計画)	網形成計画(平成29年度)
計画の対象	●ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃等の面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む ●地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる	●バス路線等の専ら公共交通のネットワークの確保・充実に(主に路線の再編や新規整備)を対象
位置づけ	●地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ●基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む	●地方公共団体による作成が可能
実効性確保	●定量的な目標の設定や毎年度の評価等の仕組みを制度化 ●定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化	●可能な限り具体的な数値指標を明示 ●原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価
【参考】計画期間	●5年間 2025-2029年度	●10年間 - 短期:2018-2020年 - 中期:2021-2023年 - 長期:2024-2028年

出典:「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(入門編)」



2.計画区域

本計画の区域は、下関市全域とします。

3.計画期間

本計画は地域旅客運送サービスの前提となる人口や施設立地の変化に応じた目標設定が重要であることから、上位計画の計画期間と連動を考慮しつつ、計画期間を 2025 年度～2029 年度までの 5 年間とします。

なお、本計画の内容は、関連計画と連動しながら適宜見直しを行うものとします。

- 計画期間 2025 年度～2029 年度(5 年間)

4.計画の位置づけ(上位計画、関連計画等)

本計画は、本市の最上位計画である「下関市総合計画」及び、都市計画の方針である「下関市都市計画マスタープラン」を踏まえるとともに、「下関市立地適正化計画」等の各分野における計画との整合・連携を図ります。

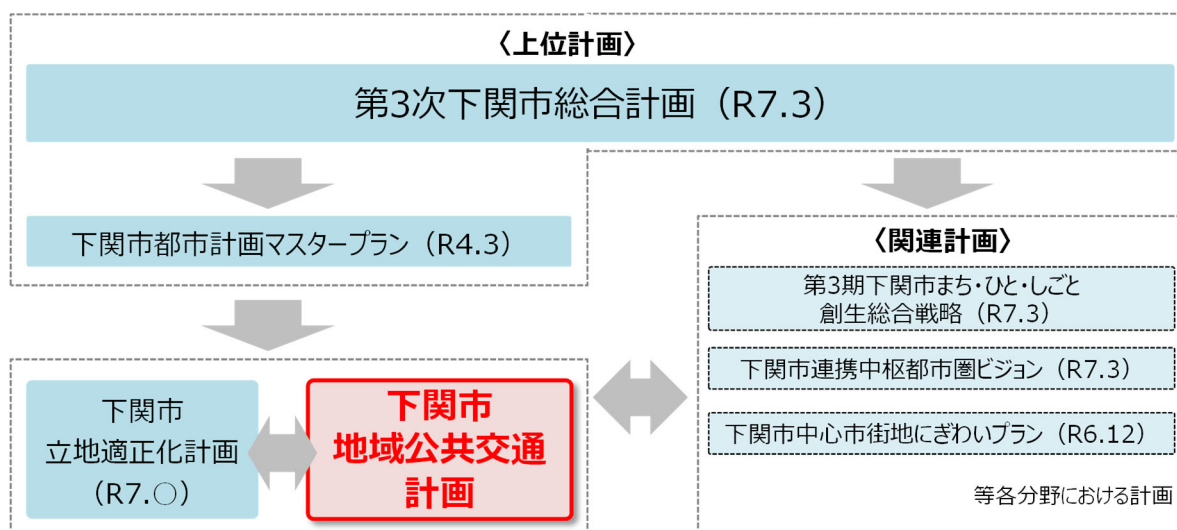


図 1.2 計画の位置づけ